

令和 8 年 9 月 18 日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

10月の「もっけん」たより

◎ 被扶養者の資格確認について

被扶養者資格の確認調査は、被扶養者確認調書を10月20日に発送、11月30日を提出期限とさせていただく予定です。よろしくお願いいたします。

◎ インフルエンザ予防接種費用の補助事業について（償還払い方式）

今年度もインフルエンザ予防接種費用の補助を実施致します。詳細につきましては、今回同封しております「インフルエンザ予防接種費用補助のお知らせ」をご覧ください。接種期間は令和8年10月1日～令和9年1月31日、申込期限は令和9年2月15日（月）です。

なお、今年度の集団接種方式（会場・巡回）の申し込みは終了しております。

◎ 高額療養費の年間上限の新設など医療費の自己負担が見直されます （令和8年8月受診分から）

医療保険制度改正により令和8年8月から、高額療養費の自己負担限度額が段階的に変わります。将来にわたり制度を維持するため、長期療養者や低所得者の経済的負担に配慮した上で、医療費の伸びや所得に応じた負担とする見直しが行われます。

また、医療費の自己負担に新たに、年単位の上限額（年間上限）が設けられたことにより、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費の支払いは不要になります。

【令和8年8月から】

- ①自己負担月額上限額が引き上げられます。
- ②多数該当の限度額は据え置かれます。
- ③年間上限が新設されます。

【令和9年8月から】

- ①住民税非課税以外の負担区分が細分化されます。
- ②自己負担月額上限額が変わります。